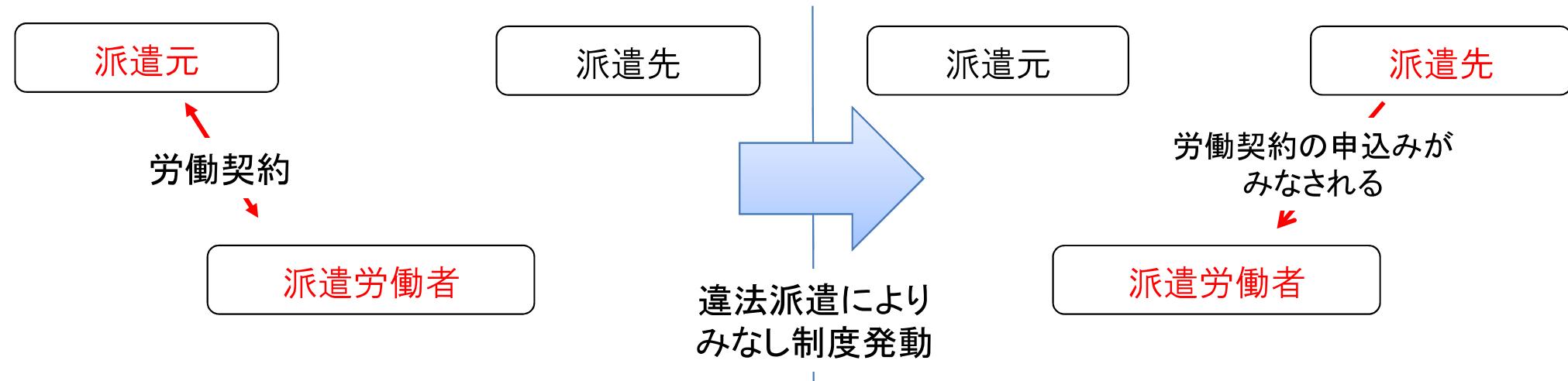


労働契約申込みみなし制度（平成27年10月1日施行）

【労働契約申込みみなし制度の概要】

派遣先が、違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度。

※ 派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことについて過失がなかったときは、適用されない。



違法派遣の類型

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> 派遣労働者を禁止業務に従事させること | <input type="radio"/> 無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受けること |
| <input type="radio"/> 事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること（※1） | <input type="radio"/> 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること |
| <input type="radio"/> いわゆる偽装請負等（※2） | |

（※1）労働者派遣法第40条の2第4項に規定する意見の聴取の手続のうち、厚生労働省令で定める手續が行われないことにより、派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受ける場合を除く。

（※2）労働者派遣法又は労働者派遣法の規定により適用される労働基準法等の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、必要とされる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けることをいう。